

## 外貨預金無通帳口座に関する規定

株式会社 北海道銀行

外貨預金の通帳・証書を発行しない口座（以下「無通帳口座」といいます）については、以下のとおり取り扱うこととします。

### 1. 無通帳口座の申込

無通帳口座を開設するにあたっては、次の(1)～(2)のすべての要件を満たす円普通預金口座（以下「円代表口座」といいます）を保有することとします。

- (1) 届出の氏名住所等が、当該外貨預金口座の届出の氏名・住所等とすべて一致していること。
- (2) 円代表口座について、通帳またはキャッシュカードが発行されていること。

### 2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では預金者は必ず「道銀ダイレクトサービス」を登録するものとし、無通帳口座の残高・入出金明細等は「インターネットバンキング」の照会サービスにより確認するものとします。（定期的なお取引明細の送付等はいりません。）
- (2) 無通帳口座からの払出しを店頭窓口とする時は、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名、払戻し金額を記入のうえ届出印章の押印をし、円代表口座の通帳またはキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に表示するものとします。
- (3) 無通帳口座への入金を店頭窓口とする時は、当行所定の入金票に口座番号、氏名、入金金額を記入の上、円代表口座の通帳またはキャッシュカードを店頭窓口に表示するものとします。
- (4) 上記の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定定める通帳に代えて、円代表口座の通帳またはキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に表示するものとします。
- (5) 無通帳口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に口座番号、氏名を記入のうえ届出印章の押印をし、円代表口座の通帳またはキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を店頭窓口に表示するものとします。
- (6) 通帳を発行する外貨預金から、無通帳口座に変更する場合、当行所定の申込書に届出印章の押印をし、店頭窓口に表示するものとします。
- (7) 無通帳口座から、通帳を発行する外貨預金に変更する場合、当行所定の申込書に届出印章の押印をし、円代表口座の通帳またはキャッシュカード店頭窓口に表示するものとします。

### 3. 特約の解約

上記2の特約に違反した場合次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から普通預金規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。

- (1) 「道銀ダイレクトサービス」を解約した場合

- (2) 上記2の特約に違反した場合

#### 4. 取引内容の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 5. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、「外貨普通預金規定」、「外貨定期預金規定」、「自動継続式外貨定期預金規定」、「道銀為替特約付外貨定期預金（玉手箱）規定」、「道銀ダイレクトサービスご利用規定」を準用するものとします。
- (2) 本規定、「外貨普通預金規定」、「外貨定期預金規定」、「自動継続式外貨定期預金規定」、「道銀為替特約付外貨定期預金（玉手箱）規定」、「道銀ダイレクトサービスご利用規定」の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上

(2022年11月21日現在)